

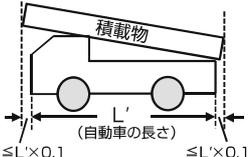
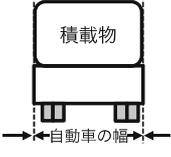
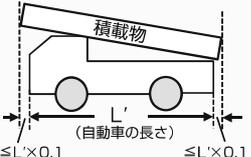
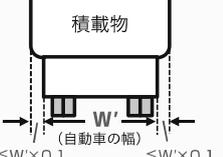
「自動車の積載の制限」に係る道路交通法施行令の一部改正について

公益社団法人 全日本トラック協会

道路交通法施行令第22条では、自動車の積載物の大きさや積載の方法について制限する「自動車の積載の制限」について規定されています。

今般、警察庁において、自動車の積載物の長さ及び幅の制限等を改めることについて、後写鏡の効用等を失わせることなく、自動車の車体からはみ出して積載可能な長さ又は幅を確認するための走行実験を実施した結果、自動車の走行安定性等が確保されること、周囲の交通に与える影響がほとんどないこと等が確認された範囲内で、積載に関する制限を緩和した改正道路交通法施行令が令和4年1月6日に公布され、同年5月13日より施行されます。

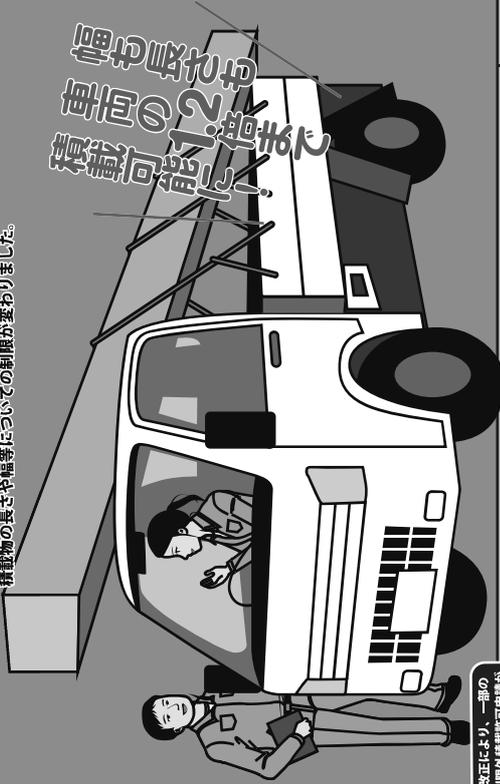
【改正の概要】

	現行（改正前）		令和4年5月13日～（改正後）	
	長さ	幅	長さ	幅
積載物の大きさ制限 (施行令第22条第3号)	自動車の長さとその長さの 10分の1 の長さを加えたもの	自動車の幅	自動車の長さとその長さの 10分の2 の長さを加えたもの	自動車の幅にその幅の 10分の2 の幅を加えたもの
積載の方法の制限 (施行令第22条第4号)	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと	自動車の車体の左右からはみ出さないこと	自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと	自動車の車体の左右から 自動車の幅の10分の1の幅を超えてはみ出さないこと
イメージ	<p>積載物の長さ$\leq L' \times 1.1$</p>  <p>前後の貨物のはみ出し$\leq L' \times 0.1$</p>	<p>積載物の幅\leq自動車の幅</p>  <p>左右の貨物のはみ出し不可</p>	<p>積載物の長さ$\leq L' \times 1.2$</p>  <p>前後の貨物のはみ出し$\leq L' \times 0.1$</p>	<p>積載物の幅$\leq W' \times 1.2$</p>  <p>左右の貨物のはみ出し$\leq W' \times 0.1$</p>

令和4年 5月13日から 施行 自動車の積載の制限 変わります!

「自動車の積載の制限の見直し」等を内容とする道路交通法施行令の一部を改正する政令により、積載物の長さや幅等についての制限が変わりました。

幅も長さも
車両の積載可能1.2倍まで



改正により、一部の制限外積載許可申請が不要になります

積載物の長さの制限 (道路交通法第22条第3号) 積載物の長さの制限 (道路交通法第22条第4号)	改正前の施行前		改正後の施行後	
	長さ	幅	長さ	幅
自動車の高さ以外の積載物の長さ(その積載物の高さを超えた部分を除く)	自動車の長さ(その積載物の長さを超えた部分を除く)の10分の10以内	自動車の幅(その積載物の幅を超えた部分を除く)の10分の10以内	自動車の長さ(その積載物の長さを超えた部分を除く)の10分の10以内	自動車の幅(その積載物の幅を超えた部分を除く)の10分の10以内
自動車の高さ以外の積載物の長さ(その積載物の高さを超えた部分を除く)	自動車の長さ(その積載物の長さを超えた部分を除く)の10分の10以内	自動車の幅(その積載物の幅を超えた部分を除く)の10分の10以内	自動車の長さ(その積載物の長さを超えた部分を除く)の10分の10以内	自動車の幅(その積載物の幅を超えた部分を除く)の10分の10以内

ココは変わります! 以下の自動車の積載に関する留意事項は変わりません。安全運転を心がけましょう。



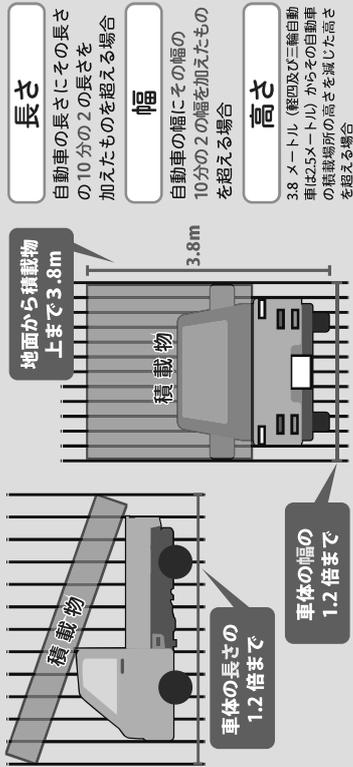
警察庁・都道府県警察

制限外積載許可制度とは?

貨物が分割できないものであるため、積載物の重量、大きさや積載の方法の制限を超えることとなる積載において、制限を超える方が、出発地を管轄する警察署長の許可を得るための手続です。



施行後はこうなる! 積載物の大きさの制限



施行後はこうなる! 積載方法の制限

